

# 日韓の社会科教科書は同じ歴史的事象をどのように語っているのか —高等学校社会系科目教科書における「日韓基本条約」記述の比較・分析を通して—

金 鍾成・宅島 大堯\*・両角 遼平\*  
カン ウォンジュン\*\*・オ ヨンスン\*\*  
(2019年12月9日受理)

How do Japanese and Korean social studies textbooks describe the same historical event?  
A comparative analysis of the descriptions of the treaty on basic relations between Japan and the  
Republic of Korea in high school social studies textbooks

Jongsung Kim, Hirotaka Takushima, Ryohei Morozumi  
Kang Wonjun and Oh Yeonsun

The history of Japan colonizing Korea for 35 years during WWII and how to remember the history has affected the relationship of the two countries over several decades. The different understanding of “the Treaty on Basic Relations between Japan and the Republic of Korea,” which Japan argues that all compensations are done by the treaty and South Korea argues that individual right to request compensation is still valid, causes current conflicts between the countries. This article defines social studies textbooks as a consensual discourse of each country and compares and analyzes how both countries’ textbooks describe the same historical event. During discourse analysis on the contents of the treaty, the following codes emerged: “The Evaluation of Diplomacy,” “Colonialization,” “The Relationship with the U.S.,” “Settlement,” and “Postwar Compensation.” In this article, we explain the codes with the representative excerpts and search for the characteristics of the individual country’s discourse of the treaty based on the result of comparative analysis. By considering intertextuality, we also answer the reason for the different narratives presented by the countries. Finally, we discuss how we can improve the descriptions and possible future studies.

Key words : The treaty on basic relations between Japan and the Republic of Korea, Textbook, Discourse analysis, Social studies, Different narrative

## I. はじめに

日韓関係が悪化しつつある。新日鉄住金株式会社が強制徴用被害者に1億ウォンを賠償するように宣告した2018年10月の韓国大法院の判決後、日本政府は2019年8月に韓国を輸出管理制度の優遇措置対象国（グループA）から除外する閣議決定を下した。それに対する反作用として、韓国政府は日本を優遇措置対象国から排除することに加え、日韓間の軍事同盟にとって重要とされる

GSOMIA（秘密情報保護協定）の廃棄まで深刻に考慮している。

強制徴用被害者問題の核心は「個人の請求権」をめぐる議論である。日韓基本条約によって個人の請求権が消滅したとする日本政府と、個人の請求権はまだ有効であるとする韓国政府の間には大きな解釈のズレが存在する。日韓基本条約に対する日韓の認識のズレは、従軍慰安婦問題など第二次世界大戦の集会的記憶と戦後処理に関わる全ての葛藤とつながる。

\*広島大学教育学研究科博士課程後期, \*\* 韓国済州大学大学院博士課程後期

社会科教育を専門としている筆者らは、日韓基本条約をめぐる両国の異なる解釈が社会科教育にどのような影響を及ぼすかに関心を寄せる。そこで、本研究では、日韓の社会科教科書に注目し上記の問題意識に迫っていく。教科書がもつ公的談話としての性格は、日韓両国が採用している検定制教科書システムによって一層強まる (Apple, & Christian-Smith, 1992/2017)。各国の教科書が日韓基本条約をどのように解釈しているか、また日韓基本条約に対してどのような集合的記憶を再生産しようとするのかを読み取るために適した媒体であると考えられる。また、両国の教室において教科書が学ぶべき内容、もしくは正解が書かれている「バイブル」としてみなされる現実を踏まえると (リュウヨンギョ・チェリユミ・キム=デヒョン, 2014; 山上, 2010)、教科書が授業に及ぼす影響、そして子どもの学びに及ぼす影響を無視することはできない。

釜田・許 (2016) は筆者らと類似する問題意識をもち、日韓の中学校歴史教科書を、①日韓基本条約の交渉過程 (難航したこと)、②日韓基本条約へのアメリカの協力・関与、③韓国と北朝鮮の関係、④経済協力、⑤過去の条約の扱い、⑥条約締結後の北朝鮮の反応、⑦条約締結後の戦後補償という七つの観点から分析した。その結果として、一点目に「日本の日韓基本条約に関する教科書叙述は、質量共に多様性が確認できたが、韓国との関係に一定の前進が見られたことを肯定的にとらえている点は共通性が読み取れた」こと、二点目に「韓国の韓日基本条約に関する教科書叙述は、8社ともほぼ同様の記述内容であった」ことが指摘されているものの、カリキュラム開発のための教材研究レベルにとどまっていることに課題が残る。そこで、本研究は、彼らの教科書記述の分析方法に学びながら、教科書記述を取り巻く社会の文脈を共に検討することで、上記の研究を拡張させる形をとる。

日本と韓国の社会科教科書は日韓基本条約という同じ歴史的事象をどのように語っているか。その語りは同じか異なるか。異なるのであれば、

その理由はなぜか。本研究では、上記の問いに答えることで、日韓両国の日韓基本条約の談話を比較・分析することはもちろん、その結果を日本と韓国の研究者及び実践者と共有することで、両国の語りを踏まえた社会科教育実践の在り方を考えるきっかけを作ることを目的とする。

## II. 研究デザイン

### 1. 研究対象

本研究では、日本と韓国の高等学校社会系科目の教科書を取り上げる。小中学校の教科書よりも日韓基本条約の語りが豊富であり、小中学校の教科書の語りが高等学校の教科書に内包されているため、高等学校の社会系科目教科書を分析対象として選定した。

日韓ともに現行の教育課程で使用されている教科書を収集した。その内訳は、日本が地理歴史教科書 (日本史 A・B, 世界史 A・B, 地理 A・B・地図帳) 48冊と公民科教科書 (現代社会, 政治経済, 倫理) 28冊の計 76冊である<sup>1</sup>。韓国は韓国史 8冊, 東アジア史 5冊, 世界史 6冊, 政治と法 5冊, 統合社会 5冊の計 29冊である<sup>2</sup>。

### 2. 研究方法

本研究では、教科書を社会の観点が反映された構築物、また社会の秩序を再生産するツールとしてみなし、その談話的性質を分析する (Provenzo, Shaver, & Bello, 2011)。具体的には以下のような手続きをとった。

- ① 研究対象において、日韓基本条約を直接的・間接的に扱っている箇所 (本文・年表・コラム・注・挿絵・写真など) を抽出した。
- ② 両国において抽出した教科書記述を持ち寄り、コーディングを行った。その際に、日本の教科書におけるコード、韓国の教科書におけるコードを暫定的に確定した。
- ③ 通訳・翻訳を介した日韓の研究者全体の協議を行い、両国のコードをすりあわせた。

1) 地理 A, 地図帳および倫理の教科書については、日韓基本条約についての記述をみつけることができなかつたため、今回の分析対象からは除外した。また、以下に示す教科書については入手できていないため分析対象から除外した。紙幅の都合上、科目名と出版社、教科書の番号のみを示す。世界史 A: 実教出版・312, 山川出版社・318 と 316, 第一学習社・317, 世界史 B: 実教出版・309, 現代社会: 帝国書院・318, 数研出版・320, 政治・経済: 第一学習社・309。ただし、今回、分析を行った同一科目内の他の教科書記述の傾向と大きくずれることはないかと推察される。

2) 同様に、自学社とリベルスクールの『高等学校韓国史』は入手できていないため、今回の分析対象からは除外した。

- ④ 確定された五つのコードにもとづき教科書記述の有無を改めて一覧表にまとめ、日本と韓国の社会系科目教科書における日韓基本条約の記述の特徴を明らかにした。
- ⑤ 日韓基本条約の原文やそれに関するニュースなどとの間テキスト性(intertextuality)を考慮しながら(Gee, 2011), 両国の教科書記述がなぜそのような書き方になっているのかについて考察を加えた。

### Ⅲ. 日韓の教科書における日韓基本条約の記述

筆者らは、各国で行った教科書分析の結果を共

有するために、広島大学教育ビジョン研究センターの第 24 回定例セミナー「日韓の社会科教科書における『日韓基本条約』記述の比較・分析」を開いた。通訳を介して各国の教科書から読み取ったコードをすり合わせることで、日本と韓国の高専社会系科目教科書から、(1) 外交の評価(肯定的・否定的)、(2) 植民地支配、(3) アメリカとの関係、(4) 解決(解決済・未解決)、(5) 戦後処理(経済協力/成長・賠償/補償)、の五つのコードを導出することができた。これらのコードをもとに各国の教科書のさらなる比較検討を行った結果をまとめると、表 1 (日本の教科書) と表 2 (韓国の教科書) になる。日本の教科書 48 冊中 27 冊

表 1 日本の教科書における各コードに関する記述の有無

	科目名	世界史A			世界史B						日本史A				日本史B			
		教科書	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	J10	J11	J12	J13	J14		
外交の評価	肯定的																	
	否定的				○	○				○	○	○	○					
植民地支配		○		○	○	○	○	○			○	○		○				
アメリカとの関係					○	○			○		○	○	○					
解決	解決済									○	○							
	未解決																	
経済協力/成長や戦後賠償/補償	経済協力/成長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	賠償/補償						○	○	○	○	○	○	○	○	○			

	科目名	日本史B				地理B		現代社会			政治・経済				
		教科書	J15	J16	J17	J18	J19	J20	J21	J22	J23	J24	J25	J26	J27
外交の評価	肯定的	○						○	○						
	否定的	○	○				○								
植民地支配											○	○	○		
アメリカとの関係		○	○												
解決	解決済				○				○	○			○	○	
	未解決														
経済協力/成長や戦後賠償/補償	経済協力/成長		○	○	○								○	○	
	賠償/補償		○		○				○	○	○		○	○	

表 2 韓国の教科書における各コードに関する記述の有無

	科目名	韓国史						東アジア史						
		教科書	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	
外交の評価	肯定的						○	○						
	否定的	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
植民地支配		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アメリカとの関係		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
解決	解決済							○						
	未解決	○	○	○	○	○	○		○	○				○
経済協力/成長や戦後賠償/補償	経済協力/成長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	賠償/補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

と、韓国の教科書 29 冊中 11 冊が各コードのいずれかを一つ以上に取り上げていた。

表 1 と表 2 からわかるように、出版社や教科書ごとに記述されるコードの有無に関しては、差異が見られることに加えて、そのコードの中身には異なる観点が反映されている。次頁から各コードごとに日本と韓国の教科書の共通点と相違点を見ていくことにする。

### 1. 外交の評価（肯定的・否定的）

日本の教科書では、3 冊（11.1%）が近隣アジア諸国との関係強化などの肯定的側面を記述している。「日本と韓国は 1965 年に日韓基本条約を結び、国交は正常化した。以来、経済関係だけでなく文化交流やスポーツ交流も盛んになっている（地理 B・J20）」のように日韓関係が友好に進むきっかけとして日韓基本条約を語っている。9 冊（33.3%）は北朝鮮との関係悪化などの否定的側面を記述している。「日韓基本条約には、日本国内にも韓国国内にも強い反対があったが、国交樹立のための条約を調印した。その後、両国とも条約への反対運動が激化した（日本史 A・J9）」と記述されており、日韓基本条約が全ての人々が同意したものではなかったことを示している。

韓国の教科書では、2 冊（18.1%）が経済発展を促進したきっかけとして、また反共産主義のもとで韓米日の軍事同盟体制を構築したきっかけとして日韓基本条約を肯定的に評価している（韓国史・K5, K6）。しかし、大多数の教科書（9 冊, 81.8%）は、朴正熙政権の外交に対する国民の抵抗を前面に出し、「屈辱外交」や「屈辱的な対日外交」という直接的な表現を用いながら否定的側面について記述している。

### 2. 植民地支配

日本の教科書では、12 冊（44.4%）から植民地支配に関する記述を確認することができた。「長い間日本が植民地として支配した朝鮮半島においては、大韓民国と 14 年にわたる交渉の末、65 年に日韓基本条約を締結した（政治・経済・J26）」と述べられており、植民地支配が解決済みの問題であるというニュアンスを与えている。

韓国の教科書では、今回分析したすべての教科書において植民地支配に関する記述がみられた。「部分的に解決された（韓国史・K6）」といった記述もみられるが、多くは「韓国と日本の国交樹立が、日本の植民地支配に対する謝罪と賠償問題

によって遅延された。（中略）反対世論にもかかわらず、1965 年に日本と韓日基本条約を締結し国交を正常化した（東アジア史・K9）」や、「我が国は韓国併合条約による植民地支配自体が根本的に無効であると解釈しているが、日本は韓国併合条約は合法的なものであったが第二次世界大戦での敗戦によりそれが無効化されたと解釈している。このことは日本が植民地支配に対する謝罪と賠償を拒否する悪い材料となった（韓国史・K4）」とされており、植民地支配の賠償／補償に関する議論が現在進行形であることを示している。

### 3. アメリカとの関係

該当のコードが確認できる日本の教科書は 8 冊（29.6%）であり、佐藤栄作内閣がアメリカの支持を得て国交正常化を進めたことなどが記述されている。「アメリカは東アジアで反共的な陣営を固めるため、日本に日韓関係の正常化を強く求めた。そのため佐藤内閣は朴正熙政権との間で日韓会談を再開し、1965 年、日韓基本条約に調印した（日本史 B・J12）」と記述されており、条約締結における日本の受動的態度を暗に示唆する。

韓国の教科書では、10 冊（90.9%）に「米国が（は）〇〇を要求した」や「米国が（は）〇〇を促した」などの記述がみられた。「このような状況において、アメリカが韓米日の三国安保体制を強化させるために韓日国交正常化を要求すると、（後略）（韓国史・K4）」のように、主に韓日基本条約が締結された当時にアメリカが強く影響力を行使したことなどが述べられている。日本の場合と同様に、ここからも条約締結における韓国の受動的な態度が読み取れる。

### 4. 解決（解決済・未解決）

日本の教科書では、7 冊（25.9%）が日韓基本条約によってあらゆる問題が「解決済」であるとし、「未解決」であるとする教科書は 1 冊もなかった。「結ばれた協定に基づき日本は韓国政府に多額の経済援助を行った。日本政府は、これにより個人補償を含む両国間の請求権問題は解決済みであるとしている（政治・経済・J27）」とされており、日本の植民地支配による被害に対して経済援助をすることによって、国家および個人の請求権問題が解決されたことと記述されている。

韓国の教科書では、1 冊（9.0%）のみが日韓基本条約によってあらゆる問題が「解決済」であると述べる一方、8 冊（72.7%）「未解決」であると

語っていた。「未解決」の具体例として、多くの教科書では強制徴用被害者問題と旧日本軍「慰安婦」問題を紹介し、またその解決のための動きを一緒に取り上げている。旧日本軍「慰安婦」問題については、多くの国々の「市民団体」の活動を「和解」「協力」「連帯」「共同運動」「交流の拡大」等の表現で記述している。また、強制徴用被害者の問題についても、加害国である日本側の市民団体の事例を含めて解決のための努力を紹介している。

## 5. 戦後処理（経済協力／成長・賠償／補償）

日本の教科書では、17冊（62.9%）において韓国に対する経済援助や韓国の経済成長に関する記述がみられ、戦後賠償／補償についての記述は13冊（48.1%）から確認できた。「この条約は、

（中略）日本は韓国政府に経済援助を与えることなどを盛り込み、民間への補償については、韓国政府が解決することになった。この条約に対して、

（中略）強い反対運動が韓国内などでおきたが、このうち、韓国は日本からの経済援助も利用して経済成長を始めた（日本史 B・J15）」と述べられており、請求権等の問題については、当事国との間において法的に解決されているという主張で書かれている。しかし、「国家間の賠償問題は解決したが、1990年代以降、被害を受けたアジアの近隣諸国の人々が日本や民間企業を相手どり、戦時の犠牲に対する謝罪や損害の賠償を求める訴訟を起こしている（現代社会・J22）」のように、韓国側が国家と個人の請求権の相違を主張していることを示唆するような記述も見られる。

韓国では、すべての教科書において戦後処理の記述があり、10冊（90.9%）は戦後の賠償／補償が「未解決」であると明示している。「日本の植民地支配に対する賠償は対日請求権資金という方法で部分的に解決された（韓国史・K6）」といった記述も確認できるが、ほとんどの教科書は、両国の国交正常化によって獲得した資金に対して、それが賠償金ではなく経済協力資金であることを明記している。東アジア史の教科書である K8 や K9、K10 では、韓日請求権協定の第 2 条第 1 項を取り上げ、生徒に対してこの条項によって韓日間で発生しうる問題について考える探究課題を提示している。該当の条項が継続して日韓葛藤の原因となっていることを生徒に知らせ、被害者に対する賠償・補償問題が完結されていないことを教えることを伝えようとする意図が読み取れる。

## IV. 各国の文脈に合致する日韓基本条約の記述

### 1. 日本の教科書記述

#### （1）政府見解に基づく記述

日本の教科書における日韓基本条約の記述の特徴として、日本政府の公式見解に依拠していることがあげられる。日本の教科書は文部科学省による検定を受ける。教科書の記述が日本政府の公式見解に反する場合、検定を通る可能性は極めて少ない。このため、教科書を制作しそこから利潤を得る出版社は、出版の可否を左右する教科書検定基準を意識せざるを得ない。このような理由から、教科書に記載する事象とその記述の仕方には一定の制限が生じる。

日韓基本条約に関する日本政府の公式見解は、以下の三点に整理することができる。第一に、日本は、第二次世界大戦に関する請求権等の問題については、当事国との間において、法的に解決されているという主張である。第二に、1965年の日韓請求権・経済協力協定により、経済協力を実施したという主張である。第三に、個人の請求権の問題についても、法的に解決されているという主張である（外務省、n. d.）。

次の教科書中のコラムは、上記の日本政府の公式見解をうまく反映している。

日本政府は、戦後補償問題については、賠償や経済協力などを含めた各国との個別の講和条約で解決済みという立場をとっている。1965年に結ばれた日韓基本条約では、無償 3 億ドル、有償 2 億ドルの経済協力をを行うこととし、韓国は一切の財政および請求権を放棄するとした。一方、個人補償を求める元慰安婦や、その家族は、日本政府に対し謝罪と賠償を要求する訴訟を起こしている。賠償義務について、日本政府は、日韓基本条約で決着済みであるとしており、裁判所でもその趣旨の判決が下されている。その一方で、慰安婦個人に対し、日本政府は「アジア女性基金」を設立し、「償い金」などを配布した。「償い金」は補償金ではないとして受け取りを拒否する人も少なくない。

（日本史 A・J8）

この教科書では、まず「日本政府は」という書き出しで始まるように、日本政府の公式見解であることを明確にしたうえで、「賠償や経済協力など

を含めた各国との個別の講和条約で解決済み」という国家における戦後補償問題が解決済みであることを明示している。さらに、「日韓基本条約」によって「無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力をを行う」としたこと、「個人補償」を求める元慰安婦やその家族による日本政府への訴訟に対して、これまた「日本政府は」という日本政府の公式見解であることを明確にしたうえで、「日韓基本条約で決着済みであるとしており、裁判所でもその趣旨の判決が下されている」ことを明示している。

## (2) 価値判断を含まない事実中心の記述

しかし、全ての日本の教科書が日韓基本条約に関する日本政府の公式見解だけを説明するわけではない。教科書検定を通してあるため日本政府の公式見解に反するとは言えないが、日本政府の見解をあまり押し出さない教科書もみられる。

## ア. 国際社会における日本の戦後外交

日本がサンフランシスコ平和条約を締結し国際社会へ復帰を果たして以降、アジアを中心とする国々との関係改善の一例として日韓基本条約が記述されている。外交的な側面から日韓基本条約とともに頻りに記載される歴史的事象として、サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約、日ソ共同宣言、日本の国連加盟(国際社会への復帰)、日中平和友好条約などがあげられる。これらの記述は主に公民科教科書で確認できる。

このような日韓基本条約の記述は、あくまで日本の戦後外交の一事例として捉えられており、その是非や解釈は含まれていない。

*1951年に結ばれたサンフランシスコ平和条約で独立を回復した日本は、国連中心主義、西側諸国との協調、アジアへの貢献、を外交の三原則にあげ、とりわけ日米の協調を、外交の中心に置いてきた。そのようななかで、1956年には、日ソ共同宣言によりソ連との戦争状態を終結し、国連加盟を果たした。さらに、1965年には、日韓基本条約の締結によって韓国と正式に国交を樹立した。1972年には、日中共同声明の調印により中国との国交を正常化し、1978年には日中平和友好条約を締結した。また、アメリカとの間では、1968年の小笠原諸島返還に続いて1972年に沖縄返還協定が発効し、沖縄が日本に復帰した。*

(政治・経済・J27)

## イ. 日本の保守政権下における政策

日韓基本条約が「日本の保守政権下における政策」として記述される傾向がみられるのは、日本史Aと日本史Bの教科書である。55年体制が成立した後の歴代内閣の政策が時系列的に挙げられるなかで、佐藤栄作内閣の政策として日韓基本条約が記述されている。そのなかで、一部の教科書には、アメリカのアジア政策のもとで日韓関係の正常化が求められたという記述もみられる。保守政権の政策の側面からともに記載されることの多い歴史的事象として、55年体制、鳩山内閣、岸内閣、池田内閣、佐藤内閣が、そのなかでも特に対米関係に関するものは、安保条約改定、60年安保闘争、ベトナム戦争、沖縄返還などがある。

前項と同様に、このような記述も日韓基本条約をあくまで日本の保守政権下における政策の一事例として捉えており、その是非や解釈は含まれていない。

*1960(昭和35)年7月、岸信介内閣にかわった池田勇人内閣は、『寛容と忍耐』をとらえて(中略)について1964(昭和39)年に成立した佐藤栄作内閣は、経済成長の順調な持続にも支えられて7年半以上におよぶ長期政権となった。佐藤内閣はまず外交的懸案の日韓交渉を進め、1965(昭和40)年に日韓基本条約を結んで、1910(明治43)年の韓国併合以前に締結された条約および協定の無効を確認し、韓国政府を『朝鮮にある唯一の合法的な政府』と認め、韓国との国交を樹立した。*

(日本史B・J13)

## 2. 韓国の教科書記述

### (1) 当時の政権に対する批判

III章で述べたように、韓国では11冊すべての教科書において戦後補償の内容、特に経済開発のための資金確保の目的として韓日基本条約の締結が行われたとという記述が登場する。それだけではなく、冷戦体制のもとで優位を得ようとしたアメリカの意図により条約が締結されたというニュアンスも読み取ることができる。

このような韓日基本条約に対して肯定的な評価をしている教科書もあるが、(3冊, 27.2%)、多くの教科書には否定的な評価が確認できる。経済的な援助よりも植民地支配の謝罪と賠償を優先的に要求した市民の抵抗を武力で鎮圧した朴正熙

政権の反民主性と、国内（国民）の支持ではなく国外（アメリカ）の支持で政権を維持しようとした当時の政権の態度に対する批判的な意識が反映されていると考えられる。韓日基本条約が日本の不法な植民地支配に由来する諸問題を解決・処理の上で結ばれなければならなかったのにも関わらず、国家間の経済協力を名目に急いで締結されたことが以下のような記述を可能にしたと考える（ド＝シファン，2014）。

朴正熙政府は政権の死活問題がかかっている経済開発に総力を注いだ。まず、韓日の国交正常化を急いで推進した。

（韓国史・K1）

国交樹立後、韓国は日本から請求権放棄を名目に資金と技術を支援され経済開発計画を推進した。

（東アジア史・K7）

1960年代に入ると、アメリカは韓日修交を強く促した。（中略）日本もアメリカとの緊密な関係を維持するためにはアメリカの要求を拒否することができなかつたし、韓国との修交を通じて輸出市場を確保しようとした。

（東アジア史・K8）

## （2）普遍的人権の追求

韓国の教科書における市民の国際的な連帯の動きの記述は、過去の日本による植民地支配に対して民族的な感情に偏ってはならないことを示す一例であると理解することができる。特に、旧日本軍「慰安婦」および強制徴用の問題と関わっている日本の市民団体の動きについて紹介することは、日本政府と日本の市民とを区分する試みであり、国民感情的に日本人全体を排斥しないようにするための努力であると言える。このような記述は、相手国の市民に対しての反感や排斥などの感情が両国の和解や協力、未来に役立たないという認識の結果であると解される。

教科書において強制徴用や旧日本軍「慰安婦」の被害者に対する賠償・補償の訴訟および司法判断を紹介することについては、韓日基本条約によって被害者の個人請求権が解決されていないという認識が基になっている。韓国政府と司法機関が、自国民の人権を保障するために憲法の精神を追及していることを示す事例として理解できる。

（『慰安婦』被害者たちが日本政府を相手とした賠償請求権に関わり、韓国政府が具体的な解決のために努力していないことは被害者たちの基本権利を侵害する違憲行為であると判断した判決文の提示）

問い 1. 判決文では、被害者たちの基本権利を確保するためには、誰が努力すべきだと示されているかについて話し合おう。

（韓国史・K2）

## V. おわりに：異なる談話を理解する必要性

日本と韓国の社会系科目の教科書が日韓基本条約にどのような意味を付与しているのかを分析してきた。両国ともに教科書において日韓基本条約に付与される意味や語りが異なるものの、教科書に反映され、また教科書によって再生産される日韓基本条約の談話は各国のなかでおおむね合意されていた。

日本の教科書からは、日韓基本条約を戦後外交の一事例として扱い、「植民地支配」とそれによるあらゆる「戦後処理」は「解決」したと読み取れる記述が多く発見された。韓国の教科書記述からは、韓日基本条約を国民の世論に反して経済的な要因やアメリカの影響で結ばれた屈辱的な「外交」として否定的に捉えるニュアンスが伝わる。この条約ではっきりとした「戦後処理」ができなかったことによって、その問題が現在の強制徴用工や旧日本軍「慰安婦」問題とつながると直接的に言及している。

同じ出来事であっても各国の政治的な立場によって異なる談話が構築・再生産されることを日韓基本条約を事例に説明することができた。国境の内側で共有される談話とその外側に存在する数々の談話は必ずしも一致しない。異なる言説をもつ他者との出会いが増加することが予想されるなか、社会科教育は他者の語りを理解し、自分の語りと他者の語りを比較・分析することで、より望ましい言説を作っていく子どもを育成する必要があるのではなからうか。このような子どもを育てることで現在悪化しつつある日韓関係も少しは改善できるのではないかと考える。

今回は日韓関係の悪化の原因を日韓基本条約の解釈の違いにもとめたが、分析をしていくなかで「サンフランシスコ平和条約」のとらえ方の違いまでさかのぼる必要性に気づいた。本研究ではあまり言及することはできなかったが、韓国では

「サンフランシスコ講和条約」を「新たな葛藤の始まり」として記述している教科書もみられたからである。今後、サンフランシスコ平和条約を視野に入れながら日韓基本条約を改めて分析することにした。

【参考文献】

- 釜田聡・許信恵 (2016) 「日韓の未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材の開発ー日韓基本条約を中心にー」『上越教育大学研究紀要』 Vol.36.1, pp.53-62
- 外務省, アジアー歴史問題 Q&Aー. (n. d.) [ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/> ] (2019年12月4日最終閲覧)
- ド＝シファン (2014) 「日帝の植民地支配の責任に関する判決と韓日協定体制の国際法的検討」東北亜歴史財団編『韓日協定 50 年史の再照明』 33-88
- リュ＝ヨンギユ・チュ＝リュミ・キム＝デヒョン (2014) 「初等教師の授業の画一化過程に関するグラウンディッド・セオリー的なアプローチ」『開かれた教育研究』 22(4), 279-299.
- 山上浩二郎(2010) 「教育政策を読む(4)教科書依存という呪縛からの解放を」『月刊高校教育』 43(8), 82-85.
- Apple M. W., & Christian-Smith, L. (Eds.) (1992/2017). *The politics of textbook*. New York, NY: Routledge.
- Gee, J. P. (2011). *An introduction to discourse analysis: Theory and method* (3rd ed.). New York, NY: Routledge.
- Provenzo, E. F. Jr., Shaver, A. N., & Bello, M. (Eds.) (2011). *The textbook as discourse: Sociocultural dimensions of American schoolbooks*. New York, NY: Routledge.